

(一四〇)

昭和三十六年十月三十一日（火曜日）

1. The first group of students (Group A) was assigned to read the text and identify the main idea of each paragraph. They were then asked to write a short summary of the text in their own words.

いうことになってくると、たいへんな見通しの違いになっているわけです。

それも、わずかばかりの違いではあり
ません。そこで、この際伺いたいのは、この調子でいけば、本年度末、来年三月末における外貨保有高はどのくらいになるお見通しか。それから、最近において改訂案よりもさらに大幅に外貨保有の見通しが狂つてきている、その原因は一体どこにあるか、まずこの点について伺いたいのです。

○國務大臣(水田三喜男君) 今度のいろいろな措置をとることによって、大体こういうことになるだろうという一応の推定をしておたのでございますが、これがどういふふうに変化してくるかは、まだ今のところでは何ともいえないと思います。九月の情勢を見ますという、すでにこの引き締め政策の効果というものは相当出かかっているということに、はつきりしております。設備投資の抑制問題も、御承知のように、この六月調査し、またもう一

べん調査した結果によりますと、すでに自主的に約八〇程度のものが実際繰り延べられておるといふ計画になっておりますし、今後の金融情勢そのほかを見ますという、当初予定したとおり、一〇〇前後の設備の繰り延べということは私どもは可能だと今思っているときでございますし、それから御売物価がもうすでに九月から下がり始めてきておる。生産の伸びというものも、九月末においてすでに鈍化して、今後ある程度の横ばい傾向にいくのではないかとしような動きが出てきております。現実には輸出が伸びているということはございませんで、私どもが今一番心配しておるのはその点で、今後さらに輸出を伸ばすためにはいろいろ手を尽くすつもりで、ございませ

が、信用状の關係にはすでに八月から現われておりまして、貿易収支だけで見ますという、八月から黒字がだんだん出ておる。この十月あたりも、たとえばきのう現在の信用状の収支状態を見ますという、輸出が二億九千九百万ドル、輸入が二億四千九百万ドル、収支で初めて四千二百百万ドルという黒字が信用状収支には現われております。八、九、十、順々にこの黒字は上がつてきているというふうなことでございまして、これがもう少し先にいけば、赤字幅が相当狭まってくるということははつきりしていますし、今日現在までのところでは、どれだけあとの予定が狂うかどうかということは、今のところまだ正確に何とも言えない状態ではないか。もう一、二カ月の推移を見なければわからないという気がいたします。

○木村福八郎君 今大蔵大臣から、これまで、たとえば設備投資の一割抑制等々の影響が現われつつあるから、その心配はないのではないかと、そういう、言葉ははつきりするというふうには言いませんけれども、そういうふうな見通しはいつても違つてきたのです。それから、甘いのです。これはいろいろな事情があつて、意識的に今までの政策の破綻の責任をなるべく負いたくないという点もあつて、それで実際よりは何となく、きびしく、正しく現実を見ないで、甘く甘く見ていると思うのです。それで私は伺つたのですが、今お話しのようにたとえば信用状収支において多少好転が出てきたといつても、これからの外貨保有の減少の大きな原因は、短期資金の減少にあると思うの

です。これが非常に重大だと思うのです。そこで最近の、たとえばユーロ・ダラーとか、あるいは円資金、あるいはユーザンスの決済の問題もありまゝ。そういう短期資金の移動についてどういふふうにお考えか。それで、大抵年度末の外貨保有をどのくらいに見込みですか。私は、下手をすると十億ドルはもうそろそろ、十億ドルになる危険さもあるのではないかと、このままではいけません。どうですか、その点。短期資金がどんどん流出したらどうなりますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 短期資金は最近少し減少しております。これはイギリスの金利が上がつたことについて、一たん出たものが戻つてきているというふうな關係からの現象がある程度あるのではないかと、思つておりますが、よく外貨の危機感という感じが現れておりますが、この、どれだけなければいかぬというふうな問題は、むしろ貿易規模とも關係いたしますが、それだけではなくて、やはり短期債務がどのくらいあるかというふうな問題とも關係して論ぜられていくことでござい

ますので、短期債務が減つてくるというふうになりますと、外貨のぎりぎりのいわゆる必要線といわれているようなものは、相対的に下がつてもいいというふうなことになるので、これがどれだけ、どうなければいかぬということはむづかしい問題でございませうが、しかし、私どもは、問題は、國際収支がとにかく回復する方向に持つていく、その方向がはつきり出てきて、大体いつごろ回復できるだろうといふことが立つことが、政策上一番本質的な問題であつて、今それに努力してい

るのですが、その中途で外貨の資金繰りがどうなるかというふうな問題は、これは私はまた別の問題だと思ひますが、過日予算委員会でも申しましたように、外貨は必要に応じては私どもは借り入れもいたします。そうでなくつて、逐次外貨についての信用を設定すれば、現実には外貨の保有は今までもおりでも済むという手もございませうし、この点は今も政府として十分考へております。

問題は、計画どおりの國際収支回復ができるかできないかというところにあるのでございまして、そういうため本筋のいろいろ手を踏んでいくときでございませう。その効果が今現に出てきておることは事実でございませうので、今後どういふ形で効果が現れてくるかというところは、今のところまだはつきりと推定ができない状態でございますので、できるだけ早く所期の目的を達成するようにやつておりますが、私は今の調子でいつたら相当この問題は、来年の三月ごろまでには最初考へておつたような好転の方向をとるだろうと今でも考へております。

○木村福八郎君 ところが問題なんです、これまで大蔵大臣に、この委員会でも何回も國際収支について御質問したんですが、大蔵大臣の見通しでも違つておるのです。それで、何も鬼面人を驚かすように、悲観論を唱へて危機感だと言調することばかりが能くはないです。そんなことを言つても、プラスにならないのであります。しかし、事態をもつと私は正しく、きびしく、やはり見ることによつて、対策もおのずから正しい対策が出てくると思ひ

ますが、で、私は今の程度の対策で、そしてまあ好転しつつあるといひませうけれども、私はどうも好転するとは見られないんです。一時政府が予想したよりも悪くなつておるんですよ、最近。その点をまあ質問しているんですが、その点で。

○國務大臣(水田三喜男君) 私はまだそうなつていないと断定はできないと思ひます。で、原材料在庫を見ましても、この在庫率ははつきり高くなつて参りましたし、そうしますと、この輸入担保率の引き上げというふうなものもほんとに影にうつるのは今後であつて、今でも輸入は押えられる傾向にうつつて参りますし、来年度の金融情勢、いろいろなものに對して、間に合う原料はおそらく買わなくても済みますし、在庫が非常に多くなつておるというところは、そのことによつて國際収支がどうなるかということとはわかりません。案外輸入減という現象が出てくるのではないかと、この期待も今されておるときでございませうので、その辺を見きわめないと、この國際収支の状態はわからないというのです、そういう要素も含んでおりますので、私は今の政策をずっと押していつたら、相当、最初の目的どりの効果は期待できるといふふうになつて考へております。

○木村福八郎君 それでは私もう時間がないんですが、これから具体的に大蔵大臣として、國際収支総合対策として今までは抽象的にいろいろ發表されておるだけなんです、どういふ手をこれから打つていかれようとしておるか、どこに一番重点を置いて國際収支改善の手を打つていかれようとして

いるか、この点お伺いしたい。

○國務大臣(水田三喜男君) 内需を押える、あるいは設備投資を押える、輸入を押えるというための措置として、私は今程度の措置でけっこう効果があると思っております。ですから、これはこれとして、問題は積極的に輸出を伸ばすことに全力をあげるべきだと考えています。で、明日から開かれる日米合同委員会の議題もそれを中心とした問題になるでございましょうし、また一方、私どもはアメリカだけの市場に依存することもできませんので、東南アジア、中南米、その他開拓のおくれれている、外貨の少ない国に対する輸出政策というものを、ここで相当強力に考えなければならぬという必要がございまして、延べ払い輸出というようなものについても、従来私どもがとっておいたものよりはもっと弾力的な措置をとるということを開係省で決めましたので、これによって懸案として今までつかえておいた輸出問題も、一億ドル以上の懸案を持っておりまして、こういうものも逐次片づけていくという態勢ができましたので、これによってある程度そういう輸出も伸びるんじゃないかと思っておりますし、輸出の相手国としては何と云っても今のところは米国が一番の市場でございまして、いろいろ合同委員会の成果も、その後においてこれはある程度見られると思ひますし、米國景氣の回復というものから見て、私どもは輸出問題もいろいろ障害を除いてもっと積極的にやりたいと思っておりますし、一方内需が抑制されるという効果が出ましたら、当然これは輸出ムードになって現われるべき問題でございま

すので、そういう傾向とあわせて、今から来年度へかけた輸出対策というものを十分にやること、やはり一番の重要な課題じゃないかと思ひますので、その方向でやりたいと思ひます。で、輸出入銀行の資金の問題も、これはほかには関係がなく、もっぱら延べ払い輸出を進めるという場合に必要となってくる資金でございまして、こういう点も今度の予算委員会にお願いたしました、とにかく輸出ももう一歩力を入れたという考えであります。○木村義八郎君 それは輸出輸入、総合的に対策を立てなければならぬし、大蔵大臣の言われました輸出に非常な力を入れていくという、そういう点は、かなり私も重要だと思ひます。その際、これは中田君も本会議で質問しましたが、対米貿易の最近の状況で、私はこれを基本的に直していかなければ、それは輸出銀行の出資を多くして、延べ払いを少し多くして、貿易改善することも決してむだじゃない。やらなければならぬ。しかし、その程度でこの今の当面の國際収支の赤字の改善の問題がすぐに解決はなかなかできません。一番重要なのは対米貿易です。大蔵省から資料を私いただきましたが、本年の一八月の対米貿易を見ますと、全貿易の輸入超が十億八千四百三十三万ドル、このうち対米の輸入超過七億三千三百万ドルです。昨年の対米の輸入超は三億一千八百万ドル。倍以上対米輸入超がふえているんです。また、輸出を見ますと、本年の一八月の輸出が六億四千八百萬ドル、対米輸出が昨年七億二千七百萬ドルで、絶対額として

減っているんですよ、対米輸出が。そうして対米輸入は、昨年の十億四千五百萬ドルが、本年度は十三億七千四百萬ドルにふえておる。アメリカよりの輸入がうんとふえて、輸出の伸び率が減っているところじゃないのです、絶対額として減っているのです。それで、アメリカは、いろんな資本収支としてはアメリカは入っているでしょう。しかし、一番基本的になる貿易においてはものすごい対米入超なんです。これは高度成長政策によってアメリカから自由化の名のもとにどんどん合理化機械を買って高度成長やつたわけですから、アメリカのドル防衛に協力したわけでありまして、他面、アメリカはドル防衛上日本からの輸出に對しては非常な制限を設けてきた。今度の日米合同委員会での点を、どこまで本気になって政府がアメリカにこの調整を要求できるかにかかっていると思うんです、当面の問題としては、それは総合的にはいろいろあると思うのですが、いろいろやらなければならぬ。もちろん、われわれはアメリカにこんなに依存していることが、これが今の赤字の大きな原因なんです。当面としてはこれを何とかして解決しなきゃ当面の解決にならぬですよ。それと同時に、やはり共產圏貿易です。これは長期契約が可能になってきている、最近できているようですから、もっと積極的に、安定性があるのですから、ソ連とも、あるいは中国とも、あるいは東南アジアとも貿易をもっと拡大すべきであります。しかし、ヨーロッパに對する輸出に重点を置いて、OECDに參加して、そして

ふやそうと思つても、これは非常な私には困難だと思つておる。当面アメリカに對してこの逆調。前はアメリカは日本からたくさん品物を買っているから、それでもっと自由化をしるということ、アメリカは強く言ってきたですね。それで、アメリカのドルの危機が直ると日本が今度は円の危機になつて、アメリカのかがげがなると日本がかがぜを引いた、こういうことになつて、かがぜをつきつたという格好になつておるわけですね。時間がございせんから……。この点について、ただ話し合いというだけじゃだめだと思つて、強力にアメリカに對してこの点を一体どうするか、この点を具体的にどういうふうにお話し合いをするか、この点が一番重要じゃないかと思つて、具体的、当面の問題としては、その点ひとつ。○國務大臣(水田三喜男君) それはもうそのとおりでございまして、今度の委員会もこの問題を中心にした自由討議が当然活発に行なわれる予定でございまして、今度の会議で、じゃ、これをどうしようという具体的なものはお互いにきめないということになつて、基礎的なそういう問題を、関係大臣は向こうからみんな来ますので、全部そろつてそういう問題を自由に討議して両方の理解を深めよう、会議の目的をそういうふうにしておりますので、この会議でそういう問題が討議されて、その後においていろいろ具体的な私どもは折衝が始まると思つておりますので、その基礎的な合意をするということでございますから、この委員会の意義というものを非常に今私ども重視しておるつもりでございます。

で、そういう問題の解決のためにこそ持たれる委員会だというふうに理解しております。○木村義八郎君 ほかの委員の質問がありますから、私は最後に一点だけ、もう一つお伺いしたい。それは、租税特別措置法に關連して、予算委員会でも質問したのですが、時間がないので十分大蔵大臣の御意見を伺えなかったのですが、租税特別措置法と景氣対策として活用する考えがあるか。これまでも租税特別措置によつて資本蓄積を非常に助けてきたわけですね。私はその資料もいただきました。この租税特別措置、たとえば減価償却についても近代化のための特別措置とか、その他法人あるいは個人に對して配当控除とか、その他預金利子の面とか、至れり尽くせりの優遇措置を講じて、そうして資本の蓄積を促してきたわけですね。それが最近の設備投資を盛んにならした、全部じゃありませんが、非常に大きな要因だと思つて、それがこういう設備投資が行き過ぎている場合も、なおかつ、こういう資本蓄積を促進するための租税特別措置というものを依然として存続しておく必要があるかどうか。私は大體昭和三十一年ごろまででもうたくさんだと思つたのですが、ものすごく法人はもうけてきているのです。その上にさらに税制面から非常な恩恵を与えて、この資本蓄積を促してきた。それがまた設備投資の行き過ぎに拍車をかけたのです。ですからそういう際には、イギリスでもやつておるのでありますから、この租税特別措置を停止したらどうか。私は廃止すべきだと考えておりますけれども、一応その前提として、まず、減価償却と

たいと思いますが、そこで前国会でも私どもが、お願いしておったことですが、この農業系統資金を活用していくというために、国が一般会計で利子が多くだん負担すれば、それでこの活用範囲は、広まってくるのだ。だから、もっと一般会計で多く利子を持つたらいいのじゃないかという御意見がございしますが、これはある程度私どもも踏み切って一般会計から利子を持つということにしました。

問題は、この農業系統資金のコストが非常に高い、協同組合を経て、県信連を経て、また農林中金というような形の今の形でいったら、農業資金といふものがほとんど農業に使う余地がないのじゃないかということをお私どもは心配しておりますので、この資金のコストを下げることをまずやってみよう。この農業系統の金融機関の合理化ということをやることによって相当コストは下がるであらうし、それに政府もお手伝いをするという形なら、この金ももっと多く農業に使われるだろうと思ひますが、今のままでおつて、ただ政府の一般資金だけを使つてこの金を活用しようというのは私は無理だといふので、農林省にもこの問題を課題としてお願いしてございしますが、そういう方向の努力がなされたら、私は今の資金どころでなく、もっと何倍かの系統資金が活用されるだろうと思ひます。政府は、最初の踏み切りを私どもがつけたというように私どもは考えておりますので、今後これが合理的にもっと多くなることを私ども希望しております。

○野澤勝君 この問題については、大臣も批判しているように、農林金融の

運営は実際耕作農民に対し今日までたいた役立ちをしていない。意見もあり、問題もあつた点ですが、その点は今大臣が強調しておるようですが、そのほかに、たとえば農業基本法を促進されるために、この資金がやとともすれば零細農民には回らないで、いわば大きな農業ないしは資本農業というふうなものにこれが使われるのではないかと、この点は十分留意されまして善処をお願いしたいと思います。これは意見です。

次に、私の申し上げたいと思うことは、これで私の質問なり意見は終わるのですが、この際、資源問題について要望したい。六月五日、三十八国会で商工委員会においては三党の決議をもつて天然ガスの開発促進に万全を期することの決議があつたわけですが、このガス資源については、特に学者専門家の調査意見によりますと、日本には三億キロリットルの石油の埋蔵量があり、さらに天然ガスはその五百倍、六千億立方メートルの埋蔵量が日本にある。この未開発の唯一の資源が日本にある。これを開発することは日本の外貨流出防止の点におきましても、日本経済は大躍進することは言うまでもなく、産業的に、あるいは雇用労働の関係におきましても、あらゆる面から絶対に必要なことが強く叫ばれておるわけですが、特に通産省におきましても、これらの意見をまとめ、その目的達成を承認されておるのに聞いております。これについては労働組合も経営者と一体となり強力に推進しておるようでありまして、特に国際収支の問題を置えるときに、外貨の保有というこ

とは絶対必要な至上命令である、こういう点から見て、あるいは日本唯一の最大資源開発の点から見て、全く日本としては朝野を問わず天然ガスは開発の実現に邁進されんことを望んでやまないものである。大蔵当局におきましてもさういふ点を十分考慮されまして、善処方を強く私は要望し、大臣の見解をこの際伺ひして私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 政策的にも重要な問題でございまして、本年度においても政府は相当予算的に配慮をしたつもりであります。今後これは十分考えたいと思ひます。

○須藤五郎君 輸銀法の一部改正法に關連して少し質問をしたいと思ひます。前国会でも輸銀法の改正案が出たわけですが、ところが、今度の改正案では二百億円の追加資金増額にすぎないやうに一応見えておりますが、前国会と今国会との間には、世界の政治経済情勢に大きな変化が起つていゝと考へるわけですが、そこで、世界の資本主義の混乱はますます増大していき、また日本資本主義の環境のむずかしさは増加している、そういうふうな思ひで、前国会と今国会とは性格が違つていゝように思われるわけですが、この点は漸次質問の中で明らかにしていゝといたしまして、まず第一にお聞きすることは、東南アジアと総称しておりますが、ここにいゝわれている東南アジアとはどの範囲をさすのか、大臣の見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 具体的問題になりますので、銀行局長から……。

○政府委員(大月高君) 統計上、日本輸出入銀行で東南アジアと申ししておりますのは、フィリピン、南ベトナム、タイ、マラヤ連邦、シンガポール、インドネシア、ビルマ、インド、セイロン、パキスタン、ポルトガル領ゴア、これだけでございまして、

○須藤五郎君 現在の東南アジアの地重は一体どうなつておられますか。それはどうなつておるのか。それから、その比重がますます増大し重要となつていくと考へておるか、その点を伺ひます。

○政府委員(大月高君) 現在、全体の輸銀の融資におきましては、東南アジアに對しましては二九%を占めております。輸銀の対象といたしましては、船舶その他設備の延べ払い輸出につきましては、主として相手国が未開発地域でございまして、東南アジア、南米とか、そういう方面は主力を占めておるわけでございます。そういう意味におきまして、今後における比重につきましては、東南アジアはますます重要性を帯びておる、こういうふうに考へております。

○須藤五郎君 この法の中で、経済協力という言葉が使われているわけですが、この経済協力の定義はどんなものか、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(大月高君) 輸出入銀行の融資の対象は、原則として、コマーシャルベースにおきまして個々の商社ないし会社において輸出入契約を結んでおる、そういうものが主力を占めておるわけでございますが、別に国と国との協定によりまして輸出を行なつておる、あるいは輸入を行なつておるといふような案件がございまして、具体的に

申しますと、たとえばインドの借款、タイ、インドの借款、それからユーゴスラビアとの間に経済協力があつて、それに基いて輸出をする、あるいはパキスタンに對しまして繊維、機械の延べ払いの輸出をする、その他ございしますが、こういうふうな、国と国との経済協力の協定によりまして輸出しておるものを大体において経済協力と、こういうふうに定義いたしておるわけでございます。

○須藤五郎君 経済協力という場合です、東南アジアの広域経済圏を想定しておるのか。政府は、東南アジアと本主義にとつて死活の問題になるほどに重要だと考へておるのかどうかです。つまり、東南アジアの経済協力に政府は運命をかけておるのかどうか、どういふふうな考へられておるのか、これは大臣がお答えになられたらいいんじゃないですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 安定した輸出市場の開拓確保というやうなためには、どうしても日本としてまず低開発国の経済援助、経済提携ということをやらなければならぬといふことが、今のその国際機構の通念から見ますといふと、昔は各国がそれぞれそれやういふことを考へていろいろやつておつたが、今後は各国別に自分の市場開拓とかいふやうな考へでやるべきじゃない、先進国は共同の義務としてこの低開発国の開発援助、そしてその国民の生活水準を上げる、ということをやらなければ世界の共同繁栄といふものはあり得ないんだ、こういうのが今国際機構の一つの理念でございまして、そういう意味か

ら、一國だけが、特にそういうことをやる必要のある国はやつてもかまわないうが、できるだけ共同でみなやろうというふうな思想になっておりますので、それに対して日本も最近東南アジアの開発にもそういう意味で各国とのおつき合ひで一緒に入つて、共同でやるといふような仕事を相当やつておりますが、今後も日本でもできる協力はするかわりに、やはり大きいほんとうの経済協力というふうなものは日本自身だけではなかなかむずかしい、各国と共同してこの東南アジアの開発にも当たらなければいかぬ、そういう行き方をするのでなかつたら、東南アジアの開発というのにはなかなかむずかしい仕事だといふふうに私も思つておられますので、日本としても当然日本の義務として、一番近いアジアの開発に力を尽くしますが、日本だけじゃなく、先進工業国全部と協調して、このアジアの開発に当たるといふ方針で、今後は私ももつと積極的な努力をしたいといふふうに考えております。

ものはするといふことでやつておるものばかりでございまして、その結果がそう失敗すると思はれるようなものは今実際にはないような気がいたしますので、その点、私弁明をいたしておきます。

もし、わが国がこれを怠れば外国がやるであらう。」「こういうようなことを書いておるのですが、これに対する大臣の見解を示していただきたいと思ひます。

ただきたいと思ひます。

と、その次の、過去数年間東南アジア諸国と社会主義国との経済協力の状態です。ね、どういふふうな状態に今日あるかといふこともおわかりになりますね。

○須藤五郎君 これは小さい問題になります。説明書に、予想されるものと、その実をあげていくものと思はれるといふような、多分に主観的な期待が強いような言葉が使われておるわけです。これを逆に見ると、多分自信がどうもなさそうなきもするわけですが、自信があるうがなからうが、東南アジアの市場細分競争にせびと乗れり出してやり抜かねばならないというのが政府の立場だろうと考えるわけですが、その目的のために国民の税金をできるだけ引き出そうと、こういうのが今度の法案のねらいだと思つておりますが、見込みのない投機、この中には軍事的な投機もあり、冒険主義も含まれておると思つておるわけですが、この投機にまます国民の血税をつぎ込もうとしておるのだと考えるわけですが、

○須藤五郎君 時間がありませんで、あまり深めることができないのでありますが、東南アジア諸国のうちでソ連、中国、東欧の社会主義国と経済貿易協定を結んでおる国々はどこかという点、またどういふ原則で経済協定が結ばれておるかという点、さらに金利、延べ払いの期間はどのくらいになつておるか、そういう点、過去数年間東南アジア諸国と社会主義国との経済協力は著しく進んでおるといわれますが、簡単に現状と見通しを述べてい

ただきたいと思ひます。

○政府委員(大月高君) ただいまのお話は、対共産圏との貿易協定に基づく各種の条件についてのお尋ねだと存じますが、ソ連との貿易協定につきましては、日本とソビエト社会主義共和国連邦との間の一九六〇年度から一九六二年度までの期間における貿易及び支払いに関する協定というのがございまして、これが一九六〇年の三月二日の調印にかかるとございまして、この協定自体については非常にこまかい条件がきまつておるわけでございますが、六一年度の貿易目標額を金額に換算いたしますと、輸出が八千六百万ドル、輸入が七千五百万ドル、これだけでございまして、輸出のうち千二百万ドルは延べ払いの頭金、また分割弁済分として入金予定、こういう予定になつております。それで、その条件につきましてはは外部に公表しないといふことになつておるわけで、御了承願ひたいと思ひます。

と、その次の、過去数年間東南アジア諸国と社会主義国との経済協力の状態です。ね、どういふふうな状態に今日あるかといふこともおわかりになりますね。

○須藤五郎君 私、現在の池田内閣の外交方針、経済政策では、あなたたちが言つておる東南アジアとの経済協力ですね、それに失敗するんではないかと思つておる。失敗した場合は結局、政府はどういふふうに責任をとられるのかどうか、どういふふうに考えておられるのか、その点を伺つておきたい。

○須藤五郎君 今私が伺つたのは、東欧の社会主義国と東南アジア諸国との間で経済貿易協定を結んでおる国はどこかといふこと、それからどういふ原則で経済協定がこれら諸国で結ばれておるか、それからさらに金利、延べ払いの期間を知りたいとはどのくらいになつておるかといふことと思ひます。

○政府委員(大月高君) ただいま持つております資料ではそれはわかりませんが、調査しなければならぬかと思ひますが、どの程度わかりますか、共産圏の話でございまして、ちよつと自信がございませぬ。

○須藤五郎君 それでは、このあとでまた伺うことにしましょう。そうする

○委員(大竹平八郎君) 須藤君に申し上げますが、質問の趣意がたいぶ通産省関係が多いようでございますからできるだけ大蔵省に向けてひとつ御質問願ひます。

○須藤五郎君 それでは、もう一つ、同じような問題ですが、東南アジアに対する米英西独の経済協力の現状はどうなつておるか、今おわかりになりますか。

○委員(大竹平八郎君) 政府側に申し上げますが、議事の進行上、わからない点はわからないでけっこうですから……。

○政府委員(大月高君) 詳細は判明いたしません。

○須藤五郎君 それでは、後日おわかりになつたら、資料としてお出し願ひたいと思ひます。

米国の外交政策は、インドの国民会議のいわゆる右派を担ぎ込んでネールの中立政策を米国のほうへ引きつけようとしておると思つておる。その政治目的のために経済援助を行なうといふ側面を持つておられますが、しかし、インド自身が内部で非常な困難をかかえておるといふことは御存じのとおりです。貿易バランスはここ数年來、五億から六億ドルの赤字を出してあります。保有外貨は三億ドル余りの最低限界に來ておられます。さらに、インドの

○須藤五郎君 失敗した場合といふのははつきりわかりませんが、私も今は、いい仕事で必要と思ふもの、そして日本の力に大體負えるものといふようなことで、援助できる

○須藤五郎君 失敗した場合は、その結果がそう失敗すると思はれるようなものは今実際にはないような気がいたしますので、その点、私弁明をいたしておきます。

○須藤五郎君 時間がありませんで、あまり深めることができないのでありますが、東南アジア諸国のうちでソ連、中国、東欧の社会主義国と経済貿易協定を結んでおる国々はどこかという点、またどういふ原則で経済協定が結ばれておるかという点、さらに金利、延べ払いの期間はどのくらいになつておるか、そういう点、過去数年間東南アジア諸国と社会主義国との経済協力は著しく進んでおるといわれますが、簡単に現状と見通しを述べてい

ただきたいと思ひます。

と、その次の、過去数年間東南アジア諸国と社会主義国との経済協力の状態です。ね、どういふふうな状態に今日あるかといふこともおわかりになりますね。

○須藤五郎君 私、現在の池田内閣の外交方針、経済政策では、あなたたちが言つておる東南アジアとの経済協力ですね、それに失敗するんではないかと思つておる。失敗した場合は結局、政府はどういふふうに責任をとられるのかどうか、どういふふうに考えておられるのか、その点を伺つておきたい。

○須藤五郎君 今私が伺つたのは、東欧の社会主義国と東南アジア諸国との間で経済貿易協定を結んでおる国はどこかといふこと、それからどういふ原則で経済協定がこれら諸国で結ばれておるか、それからさらに金利、延べ払いの期間を知りたいとはどのくらいになつておるかといふことと思ひます。

○政府委員(大月高君) ただいま持つております資料ではそれはわかりませんが、調査しなければならぬかと思ひますが、どの程度わかりますか、共産圏の話でございまして、ちよつと自信がございませぬ。

○須藤五郎君 それでは、このあとでまた伺うことにしましょう。そうする

と、その次の、過去数年間東南アジア諸国と社会主義国との経済協力の状態です。ね、どういふふうな状態に今日あるかといふこともおわかりになりますね。

責務は金利だけでも毎年一億ドルに達しており、一方英國のO.E.C.D.加盟によりまして、主要輸出品である綿布、茶、ジュートの対英輸出激減価格低下が予想されるわけです。その結果、第三次五カ年計画は限界が見え始めてきました。他方で、インド以外の東南アジア、中近東、アフリカ市場で日本の輕工業品と激しく競争を合う、こういうことが予想されると思うのです。また、アメリカのバイ・アメリカン政策によりまして、日本製品はほとんど排除されている。以上の点から見ますと、日本の対インド輸出の見通しは非常に暗いというふうに私たちが考えるわけです。その点、政府の見解をお聞きしたい。

特に、池田内閣の外交方針がアメリカに追随した反社会主義であること、アメリカの新しい集団植民地主義、方針に乗っかってその積極的推進者となっている以上、うまくいくはずがないと思うわけです。五月初めにベルグラードの中立諸国首脳会議で平和共存、中立主義の堅持、新しい集団植民地支配体制に反対する態度をとったことを政府はどういうふうに考えておられるか、これは大臣にひとつお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) 今のは外交政策の問題のようでございますので、これはひとつ外務大臣とでもお話を願ひたいと思ひます。

○須藤五郎君 大臣、そうじゃないですよ。単に外交問題じゃない、これは経済がからんでいる問題ですよ。簡単な外交問題じゃないと思うのです。やはり非常に経済に關係の深い問題ですから、大蔵大臣としてこれに対する見

解を伺っておきたいと私は考えるわけですが、どうですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 私どもは日本の経済の実力から見ても、低開発国への援助が必要であることは重々承知しておりますが、この援助の限度というものはやはり国の経済力に縛られておる問題でございますので、この範囲内においてできるだけのことをするという方針で今臨んでおりますが、インド、パキスタンのごときは、さつき申しましたように、國際機構内において各国と協力してこの開發援助をするというこの各国の方針を了として、その一員として日本で分担し得る限度内の分担をするということをやっておるだけでございまして、これはやはり日本にとつて後進國の開發の必要を認めている以上、各国と協調して援助するという態度がわが國としても正しいことだと思つて、これに加つて協力しているわけでございますので、そのやり方が今言つた外交政策の問題とどういふ關係にあるかということとは別として、私どもとしては日本の経済力、できるだけのつき合ひをしてゐるということでございます。

○須藤五郎君 大蔵大臣はそういうふうには考えられても、いわゆるA.A.諸國では非常に日本の方針に疑いを持つておるわけですね。だから、オグラードで中立諸國が首脳會議でやはり日本が平和共存の立場に立たない、中立主義の立場に立つていない、いわゆるアメリカに追随した集團植民地主義の立場に立つてこれをやろうとしておるといふことが非常に不信を招いておるといふことが明らかになつておるわけですね。こういう状態で、大蔵大臣がやろうと

していることが實際成功するのかわどうかという点について、私たちは非常な危惧の念を持つておるのでこういう質問を大蔵大臣にするわけなんです。

○政府委員(福田久男君) 具體的な事実につきまして、大臣の御答弁を補足させていただきます。この春主要國でインドの五カ年計画に對する資金援助を行なうために債權國會議、コンソルシアムが行なわれまして、それによりまして五カ年計画の当初の二カ年につきまして總額二十二億八千六百萬ドルをインドに對して借款を与えようということ、その中にももちろん世銀も含まれておりますが、きまりまして、それらの分担に應じて、その中にももちろん日本も、先ほど大臣から御答弁申し上げたように、分に應じた参加をいたしておるわけでございますが、それぞれ各國ともその話し合ひに基づきまして、具體的に融資を行なう話し合ひを進めて、手続きは進められておるわけでございます。日本も先般、今後二カ年間で融資すべき分担額をインドとの間に話し合ひがまゝりまして、実行に移つておりますし、それぞれの分担の額に應じて話し合ひが進められておるといふことであります。これが当初の二カ年で、二十二億八千六百萬ドルというのは固まつたと思ひていいわけでありまして、それが計画どおり行なわれれば、五カ年計画も着々と軌道に乗るといふふうに申し上げてよろうと思ひます。

○須藤五郎君 もう一点、インドネシアについて伺つておきたいのですが、スカルノ大統領は親日的だと非常にいわれておるわけですが、しかし、それは反オランダ、反英、反米の意向が強いので、相對的に日本に好感を持つてゐる程度に私はすぎないと思ふのですが、日本はその間隙を縫つて飲産物や發電、石油開發に進出しようとして、こういうふうにしております。そしてインドネシアは非常に有望だと大いに宣伝をしておると思ふのです。しかし、スカルノ大統領は東南アジアとして最も有力な中立政策の擁護者であるといふことは皆さんも御存じのとおりです。そしてインドネシアでは統一戦線が形成されて、左翼の力は非常に強いところ、共産黨員は百五十万もインドネシアにはおるわけです。このような非常に左翼の勢力の強いところ、また、中国やソビエトとの結合は東南アジアで一番強いところだと考えます。だから、米國中心の新帝國主義の立場で日本が進出しようとしても、結局は大きな反對と、またその限界にぶつかるといふことが私は考えるのです。政府のこれに對する見通し、政府の東南アジアに對する、いわゆるインドネシアに對する見通しはどうなるか、ひとつ伺つておきたいと思ひます。大蔵大臣どうですか、今のような方針で……

どうですか、水田大蔵大臣、政治的な問題ですから、大蔵大臣はつきり所信をお述べになつて下さつたらいいと思ふのですが。

○國務大臣(水田三喜男君) どうも申しわけなかつたのですが、今他の委員から呼びこられたので、情報をちよつと聞いておりました。インドネシアに對する方針は今のままでいいかということですか。

○須藤五郎君 もう一ぺん申しましたように、スカルノ大統領は非常に有望だといふふうに今宣伝されてゐるわけ

です、インドネシアに對する。ところが、インドネシアという國は、親米のごとく理解されておるけれども、實際はそう甘いところではないと思ふのです。現にインドネシアは中立政策の擁護者です。アジアで最も有力な中立政策の擁護者だ。この点、日本と非常に立場が違ふと思ふのです。それからもう一つ統一戦線が非常に結成されておる。要するに、あそこには共産黨員が百五十万もあつて、非常に左翼の強いところ、統一戦線が非常に強力に結ばれておるところです。そこに對して今のようないい考え、今のような政府の政策で、はたして成功するものかどうか。米國中心の新帝國主義の立場で進出しようとしても、結局は大きな反對に會ひ失敗するのではないか。これが私たちの考へてゐることです。それに対して大臣はどういうふうな見解を持つていらつしやるか。

○國務大臣(水田三喜男君) そういう國であればこそ、なかなか開發について協力しようとしても受け入れの態勢にむづかしいところもございまして、したがつて、今おつしやられたインドネシアというふうな國に對しては、各國ともこの援助態勢というものがなかなか進んでいないといふことでございまして、日本も同様で、この經濟協力というべきものの実績というものはインドネシアには現在そう多くございせんし、いろいろそのときどき要望はございまして、具體的の折衝においてほとんど話は進まないといふのが實際でございまして、そういう國であればこそ、なかなか援助するほうも形式その他でむづかしい問題がありまして

進んでいないというのが、今の遺憾ながら実情であるというふうに思いますが。

○委員長(大竹平八郎君) 須藤君、申し合わせの持ち時間がだいぶ超過いたしましたから。

○須藤五郎君 それは大臣、一方的な考え方だと思ふのですよ。インドネシアという国はそういう国柄だから、そこで日本のいわゆる考え方を改めない限り、私はあそこではなかなか困難が多いと思ふのですよ。それを、日本の考え方を改めないで、インドネシアはそういう国柄だからうまくいかない、こういうのでは、私は意味がないのじゃないかと思ふのです。現にインドネシアはソビエトとの間にいろいろな問題で、経済問題でも非常に成功をしておるわけですから、だから、インドネシアで皆さんが考へておられるようなことがりつぱに行なわれるためには、やはり向こうの考へておられるような中立政策に立ち、平等互恵の立場に立たねばならないと思ふのですが、日本の政策はそうでないというところに私は問題があると思ふのです。それで私は大臣に見解をお伺いしたわけですが、大臣の話では、インドネシアがそういう国柄だからうまくいかないのだ、そういう答弁……。

○国務大臣(水田三喜男君) いや、そうじゃなくて、インドネシアの実情も私もよく知っておりますから、日本の考えを改めなければならなくて、それに即応した考えをこちらに最初から持っておるわけではございません、したがって、なかなか開発の話は具体的には進まないことが多いというのが実情であります。

○須藤五郎君 私はまだまだ質問が残つておるわけですから、それで、この質問は後日に譲りまして、きょうはここで、お約束どおり私は時間を守りまして、これで質問を打ち切りますが、後日、大臣に質問を要望しておきたいと思ひます。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をやめて。

○委員長(大竹平八郎君) 速記を起して。

○木村福八郎君 林業所得の特別措置について御質問したいのですが、この特別措置は、提案理由ですと、木材の需給関係が非常に悪くなつておる。その資料についてはいたゞいておりません。それで、結局三十六、七年度の総需要は、三十五年度に対して素材で二千一百万立方メートルですが、増加を見込める。これに対して、国内で立木で二千二百万立方メートル、外材輸入が六百万立方メートル、チップが五百四十万立方メートルの増加をはかる。そこで、国内生産では、立木で国有林が八百一十立方メートル、それから民有林が四百一十立方メートル、それから民有林が四百一十立方メートルの増伐を期待しておる。この民有林の増伐を円滑に行なわしめるために租税措置を講ずることになつたというので、この提案理由です。ところで、今度の特別措置によりまして、山林所得というものの税金は非常に安くなるわけですね。今までも安いのでありますが、これは資料としていたゞいたのですが、所得金額一千万円の人の例をとると、事業所得の税負担割合は四〇・一%、給与所得者の税負担割合は三九・七%、これに對し山林

所得の現行税法による税負担は二三・九%ですね。今度の税制改正によつて、これが一九・九%にまた下がるわけですから、税の負担割合から見まして、今までもずいぶん負担の軽減が安くなつておるわけですが、今度さらにまた安くなるということになりますと、ほかの所得者との負担の不均衡がひどくなると思ふのです。なぜこんなに安くしなければならぬのか。その目的は、民有林の増伐を期待しているというのですが、これによつて四百万立方メートルですが、これだけの増伐が期待できるのかどうか、この点、まずお伺いしたいのです。

○政府委員(吉村清英君) お答え申し上げます。民有林の増伐を二年間に四百万立方メートル期待する計画をいたしておるのでございます。仰せのとおり、私もいたゞいておる税の関係だけで、これが完遂できるというようには考へておらないのでございます。そのほか林道の開設でありまして、あるいは技術の指導を極力いたしまして、山持ちの人たちに十分この事態と申しますが、木材需給の現況を認識していただきまして、この租税の措置と同時に効果をあらしめたい、かように考へておる次第でございます。で、この二年間には、かような御措置もいたしまして、特に私も努力をいたしまして、この四百万立方メートルの増伐は完遂して参りたいというように期待をいたしておる次第でございます。

○政府委員(村山達雄君) ただいま木村先生のお尋ねで、現行でも山林所得に対する税金は非常に安過ぎはせぬか、その上に今度の特別措置をとることによつて、それがさらにはなほだしい程度に至らないか、こういうお尋ねでございます。現行の租税特別措置は、山林に對する課税のやり方は、簡単に申しますと、われわれこれは租税特別措置的なものとは考へておりません。これはやはり何十年間の資産を一生にわたつて課税するので、年々の所得に對する累進税率をそのまま適用するということはどうも不適当である。その調整方法として五分五厘をとり、そのまゝまいかどうかというところはいろいろございしますが、各国とも山林所得に對してはそれぞれ調整措置をとつております。したがって、この問題は、今後の臨時増伐に對する実効税率を二分の一にすることが、どの程度軽減になるか、またそれによつて一体どのくらい促進になるか、こういう問題だと思ひますが、ここにお手元に出しましたのは、二割増伐の場合、三割増伐の場合、五割増伐の場合というところで出しております。それによりますと、五割も増伐いたしますと、だいたい傾斜はつきますが、林野庁のほうの計画で見ましても、三十六年度の国内生産は四千八百立方メートルですが、そのうち民有林の計画増分は四百四十立方メートルになってございます。で、全体の国内生産に對しては約三%くらいになってございします。その程度のものではあれば、非常に軽減割合も少ないのではなからうかというふうに考へております。しかも、それは根拠からございしません、増伐分に對して平均実効税率で二分の一にしておるということでございますので、その程度の促進策は必要で

もあり、また過度にわたるというふうにはわれわれは考へていないわけでございます。

○木村福八郎君 今の問題について、もう少し具体的にこれから御質問したいのですが、その前に御承知のように、木材価格が近年非常に騰貴しているのですが、木材の需給関係及び価格安定のために、こういう措置を講じようとしておるわけなんですか、それとも、

○委員長(大竹平八郎君) 理事上村忠次君着席。

今後の見通しですね、一体どういふうになるのか。これは、御承知のように、非常に広範に大きな影響を及ぼしているわけですね。住宅建築、学校、その他ですね。または公共事業その他のものにですね。それで、まあいろいろ対策はあるでしょうが、具体的にたゞえほどの程度に木材価格の安定、木材の需給というものが……。ただ、この委員会では御答弁されるだけでなく、実際問題として、今後これは強く要求されているのです。非常に重要な問題だ。非常に手抜きだったと思ふのです。今まで、もうほかの物価と比べて著しく高いのですからね。この需給について手を打たなかつたということ、確かにこれはもう大きな失敗だと思ふのです。これまでの失敗を責めてもしようがないのですが、今後に對してはほんとうにどういふふうに需給と価格安定を行なうように処置していかうか、この点。

○政府委員(吉村清英君) 木材価格がどの程度の水準になることが一番適当なのかという、まず、この問題でございしますが、この問題は非常にむずかしい問題でございまして、今お説のとおり、

木材の需要というものは非常に多岐にわたっており、したがって、それに対する価値の判断というものは、それぞれの需要によって変わってくるかと思つておられます。で、将来の需要構造の見通しというものは立てて参らなければならぬのでございます。そういう問題とそれと検討いたして、なかなか現在の価格がはたしてどの程度のところにあるのかということも、なかなかむづかしくて判断しかねるのでございます。で、一例を見ても、輸入事情等から見ますと、国際的な価格になつてきたというふうな状態でございます。で、私もいろいろといたしましては、需給のバランスがとれてくることによつて木材の価格がすわるべき居るところにすわるというふうな、現在はまことにばくとした考へでございますが、そういう考へ方でこの需給のバランスをとるといふことに全力をあげて参らなければならぬと考へておるのでございます。それと同時に、この価格の分析につきましましては、専門家にも依頼をいたしまして、今検討をいたしておるのでございますが、これはなかなかむづかしい問題かと考へております。それから、例の閣議の了解は得られました時期から現在に至つてどの程度に価格が動いているかということでございます。大体、あの後漸次横ばいになつて参りまして、おもな建築に使われます杉角材料等につきましては、市場価格等を見ますと、大体二〇%前後下がりぎみになつております。で、私も一般住宅等のことを考へますと、決してこれで十分であるというふうなことは考へておらないのでございまして、

さらにこの点には力を尽くして参らなければならぬ、かように考へておる次第でございます。

○木村禮八郎君 九月三十日ですね、木材価格安定対策でございますか。

○政府委員(吉村清英君) 八月十五日でございます。

○木村禮八郎君 その効果として、二%程度下がつたというの、それは何が原因ですか。

○政府委員(吉村清英君) これは的確に何がというのを申し上げかねるのでございますが、一部には木材の小角物がかなり大量に入つて参つたということ、それから一部には伐採の傾向がふえて参つたということでありまして、東京市場にかなり多くを出して参ります天竜流域等の事情を聞いてみますと、あの地方の伐採はかなり進められてまして、あの地方では大体一割程度、杉の素材の価格が下がつてきていますというふうなことを聞いております。

○木村禮八郎君 そうしますと、今後まあこの木材価格の安定は期待できる、そういうふうにお考えですか。

○政府委員(吉村清英君) 私どもは、さらに力を尽くしまして、この安定対策は遂行いたさなければならぬと思つております。

○木村禮八郎君 まあいたさなきゃならないと言われますが、それは価格安定対策が実際に効果をあげなければならぬのでございますが、その中で、これは実際に今後——まあ輸入の問題があるのではありませんが、まあ輸入の点について伺う前に、国有林なり、あるいは民有林ですね、計画どおり伐採できるとそういうふうにお考えですか。

○政府委員(吉村清英君) 民有林のもの

う四百萬立方の点につきましては、たとえば先ほど来申し上げましたとおり、私もいろいろといたしましては、あらゆる施策を尽くしまして伐採を進めて参らなければならぬと考へておるのでございまして、国有林につきましては、本年度四百萬立方メートル、来年度四百萬立方メートル、八百萬立方メートルの増伐を計画いたしておりますが、すでに本年度の分につきましては予算措置もできまして、これは予定どおり実行できる見込みでございます。国有林のほうは予定どおりできる。すると、あと、今度は民有林と輸入ですね。輸入の問題になると思うのです。が、それで、民有林については、今度はこの減税措置によつて増伐をまあ期待するということになっていくのです。が、はたしてそのとおりいくかどうかですね。まあこれまでこういう傾向はなかったです。かね。今の税制の立場から山林地主に非常な優遇措置を講じてきた。そのために、大地主の過熱林の温存、いわゆる切り惜しみの傾向を助長したのではないかと、これが現在の木材価格高騰の一因になつていゝのではないかと、こういうまあ見方があるわけですね。そうしますと、こういう、税金の方でまけたから、すぐに増伐が期待できるというふうな、簡単に考へられない面があるのじゃないか。むしろ、この山林を持っていますと、至れり尽くせり、いろいろな——もう少し切らないで待つていたら、また優遇措置をしてくれるのじゃないか、あるいはもう少し持つていけば木材価格がもっと上がるのじゃないか、少しばかりまた税金をまけてもらうよりは、温

存しておいて木材価格の値上がり期待した方が得じゃないか、そういういろいろな要素も入つてきますので、今税金まけたからすぐに四百萬立方メートルの増伐が期待できると簡単に考へられないのじゃないかと思つて、か、こういう点はいかがでしようか。

○政府委員(吉村清英君) お説のような御心配をいただくことになるかと思つてございまして、大山持ちの中には、そういう気持の人も從來あつたかと思つております。大山持ちが作つております——大山持ちというと語弊がございまして、山持ちの作つております協議団体がございまして、そういう方面へも、私もいろいろといたしましては、極力この目下の木材事情を十分に認識をしてもうようになつておられます。それから、この山林所有者の九六%というものは大体十ヘクタール以下の所有者で、その所有者の大部分というのは農家になつておるかと思つてございまして。そういう多数の小森林の所有者につきましても十分理解を深めてもらひまして、この増産対策に御協力を願うというふうに心がけたいと思つておるのでございます。

○木村禮八郎君 これはまあ一つの国策ですね、これについて十分理解を求めたい。それはお気持ちはわかるのですが、しかし、これは経済の問題はそう簡単にいくものじゃないのであつて、これはもう私もあなたの方へよく御存じだと思つて、今お話しした九六%は十ヘクタール以下というのですが、そういう人たちは、聞くところによると、從來非常に協力をしてきたですね。ところが、協

力をしない人たちは今まで山林を温存しておつて、今度こういう減税措置になると、協力しなかつた人が非常に得をするという、そういう面も出てくるのでしよう。

〔理事上林忠次君退席、委員長着席〕

これなんかも非常に私は不公平だと思つて。今まで協力しなかつた人が今度非常に得をする。今まで一生懸命協力をした人が損をする。損をするというか、そういう弊害も出てくるのでしよう。そういうことを考へると、政府の言うことに従つていたのでは損をするのではないかと、そういう気持も出てきます。そういう点はやはりどういふふうに……。

○政府委員(吉村清英君) この協力しなかつたということが大山林所有者のことになるように存するのでございまして、かなり大きな面積を持っています森林の所有者になりますと、大体計画を立てまして輪伐経営をしていくところが多いかと存するのでございまして。そういう人たちはその例年の伐採用に奮発をして増伐をしていただくというところになるわけでございます。私どももいたしましては、今まで温存していたのがここで役に立つというふうなほどには考へておらないのでございまして。

○木村禮八郎君 この大きい山林地主に過熱林の伐採義務というのを課することはできないのですか。

○政府委員(吉村清英君) 過熱林の伐採義務でございますが、これは私も長量が衰えて参るのでございまして、したがひまして、伐採時期というものはそ

れぞれ適正伐期齢級というのがきめられておりまして、その時期に切りますのが所有者にとつても一番有利な時期であるというように私ども考えて、指導もしておるのでございます。そういう関係で、四十年なら四十年という時期に切りまして、山林所有者にとつても最も有利であるということが山林所有者に十分認識をされない。この点は、私どもも指導の努力が足りないのでございます。そういうことで、かなり長く残つておるものも出てくるかと思つてございまして。今のところでは、伐採の義務を課するというところは制度的にはできておらないのでござい

ます。
○木村禮八郎君 實際に、税金をまけて、予定計画どおりに民有林の増伐が期待できればいいんですがね。どうも税金はまけた、實際効果はないということになると、全く意味をなさなくなるし、われわれから見れば非常に税負担の均衡を失ふと思うわけです。それで、私は實際にそういう経験がないからわからないのですけれども、そういう山持ちの人なんかに端的に聞きますと、今度の措置によってどれだけ利益になるかわからない、必ずしも利益になると思はないというので、積極的に増伐に協力する態度を示していないように思われるんですね。なぜなら、今度木材を切つた場合、跡地の造林の場合を考えても、非常に人手が高いか、それから最近では賃金が非常に高いんですね。で、山が荒れちゃう。それを切つても、今度は運ぶのに非常に困難がある。林道等の問題もあるわけですね。そうすると、増伐によってどれだけ効果があるかわからぬ。こういう気

持ちを持って居る人が、ことに大きな山林地主じゃなく、さつきあなたが指摘されたその十ヘクタール以下、そういう人たちに非常に多いように聞いてゐるんですがね。その辺の事情はどうなんでしょうかね。
○政府委員(吉村清英君) まず、人手不足の問題でございまして、この点につきましましては、来年度になりますが、森林組合に対しては機械化の助成をいたしまして、これによって極力機械化をはかつて参るというように考えてゐるのでございまして。それと、一般にまだこの措置の効果は十分わかつていないという御指摘でございまして、この点は、御決定をいただきまして、た上で大いにPRをいたしまして、普及をいたしたいと考えている次第でござい

ます。
○木村禮八郎君 それは、大いに効果をあげることを考えてもらふことはいんですが、今具体的に伺つてゐるのは、たとえば林道の問題ですね。切つても運ぶことが困難だ、この問題はどのような具体的に処理されるのか。あるいは人手不足の問題、これは今機械化ということをやりました。が、賃金も非常に高い。機械化する場合に、それは機械を買つて手に入れた、そういう具体的な問題が処理されない、増伐によつて確かに効果があるのだということを山林所有者に納得させられないと思つて居るんですね。その点具体的な対策をお持ちになつておるのかどうかですね。
○政府委員(吉村清英君) まず、林道の問題でございまして、林道は、さしあたり本年度におきまして、既定の計画に上廻りまして百十七キロを計画を

いたして予算措置を講じてございまして。これによりまして、伐採を可能にできます蓄積が三百立方メートルくらいあります。さしあつたりの三十六年、三十七年度におきましては五十五立方メートルになるかと考えております。

そのほか人手の問題、賃金の問題、それから機械化の問題、この点につきましましては、総合的に検討をいたしまして、生産性を向上し、機械化を進めまして、人手不足を補ふと同時に、賃金等の改善もあわせてはかつて参られるようにいたさなければならぬと思つております。
○木村禮八郎君 増伐を期待するといふ場合、この四百立方メートルですか、切つてもいい木なんですね。これは、やっぱりもう少し持つてゐると、もつと値上がりするんじゃないかと、こういうあれもずいぶんあつたと思つたのです。切り惜しみというものがあつたと思つたのです。さつきあなたが言われたように、一番基本は需給関係にあると思つたのです。それで、だまつて持つてゐても、少しくらい税金をまけてもらふよりも、この際木材の値上がりも期待したほうが得だといふ気分になれば、これはどうしたつて切り惜しみになつてゐるんですね。根本はやはり需給関係で、たとえば輸入の問題もあると思つたのです。ですから、国内の増伐を期待してなかなか需給関係が調整がとれないような場合は、もつと、これはしろと考へてわからぬのですけれども、もつと思つて切つて輸入をふやしてみると。そうす

ると、木材の値上がりを持って切り惜しみしてゐる損だと、やつぱり適齢期に來たらだんだん切つちやわなければ損だといふ、そういう気分を起ささせることが非常に必要じゃないかと思つたのですが、そういう点はどうなんですか。税金をまけることよりも、私はむしろそういう対策を講じたほうが、積極的に増伐に協力させる道ではないかと、こう思ふのですが、いかがで

しょうかね。
○政府委員(吉村清英君) 輸入に対するお説ももつともでございまして。私どもはそれとあわせて実行をしなければならぬと思つておりました。今年度は、三十五年度に對しまして、三十五年で六百三十立方メートルの輸入実績でございまして、三十六年度には八百五十立方メートルにふやす予定でございまして、さらに三十七年度には一千二百五十立方メートル程度を見込んでおるのでございまして。これにつきましまして、やはり港灣の整備と折衝をこの点につきましても運輸省と折衝をいたしまして、輸入に支障のないよう対策を講じていただきつたわけでございます。私どももいたしましては、この輸入は、仰せのとおり、あわせて大いに進めて参らなければならぬと、かように考えております。

ほとんど値上がりすることになると、多少税金をまけたくらいじゃ増伐に協力してもらえないと思つたのです。それで、一番基本は輸入をふやすといふことと、やはり政府の官有林ですね、これの増伐に——これは政府ができるのでありますから、これを今までも政府が急つてきたといふことはどうもわれわれはわからぬ。これは、山林地主を木材価格をだんだん上げてもらうさせる意図があつたからそうしたのでないか、こういうように見えられ

しろうとは考えます。政府はできることをなぜやらないか。官有林については、やはり一定の今までの成長率と関係で、むやみに切れないといふことがあつたと思つたのです。しかし、こういう、極端に値上がりしてゐるんだから、思い切つた施策を講ずるに至らなかつたことは非常に私はおかしいと思つたのです。需給関係をこのように悪化させてきたといふことはどうも……。私は、税金をまけたら、そこで需給調整がうまくいき、木材の価格の安定が十分期待できるというなら、賛成していいのですけれども、私はこれはやつたつて効果がなかつたと思つた。それはもう末の問題で、もつと需給関係については有効な——輸入の問題と官有林の問題です。これについても、根本的な方策を立てなければならぬ、こう思ふのですが、そつちのほうをやらぬ。まあ、やらないわけじゃないでしようが、ウエートの置き方ですね、政策の。そつちのほうはどうもウエー

トが置かれていないで、こういう民有林の税金をまけて増伐を期待するとい

うのは、どうも私は末のように思うのですが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(吉村清英君) 国有林の伐採につきましては、先生の仰せにもありますように、将来の保続等の問題もございすし、また国有林が奥地を占めておるといふような關係から、国土保全あるいは伐採の搬出の困難性といふような面から、なかなか思うように進まない点もあったのでございす。が、今回あらゆる検討をいたしまして、八百萬立方メートルを二年間に増伐をいたします。ということとは、大体平素の二割五分程度まで増伐をするといふことになつたのでございす。

で、この点、しからば将来に危険はないかということですが、その面につきましては、造林の新しい技術を大いに取り入れまして、将来における成長量を期待いたしまして、この増伐後も将来に不安のないようにいたした次第でございます。

輸入の問題につきましては、極力可能な範囲を計画をいたしまして、この点若干無理はあるのでございますが、この数量を見込んだのでございます。で、民有林におきましても、かなり困難性はあるのでございますが、私どもといたしましては、今お話をしております措置のほかにも、各府県に対しましてすでに会議を招集をいたしまして、逐次その計画の徹底をいたしておりますと同時に、今回の措置につきましては、各県におきまして非常に御協力をお願いしておりまして、この推進も逐次効果が出て参っておりますように考えておるのでございます。したがいましめて、私どもといたしましては、さらにその民有林の増伐につきましても力を

尽くして参りたいと考えております。

○木村禧八郎君　これまで全体の総合
対策というのが非常に欠けていたこと

が、この木材の需給関係をこのように不均衡ならしめた大きな原因になるのですが、いろいろな点について欠陥があるわけですね。たとえば国有林を増殖しても、山林の保続の問題もあり、いろいろあるのですが、そういう問題も解決されていない。輸入するについても、さっき御指摘がありましたのが、港灣の問題、特に最近では沖人夫の問題ですね、木材を輸入しても一カ月もそれが積み出しができないのですね。それに滞貨になっておる。そういうことも欠陥になっているわけですね。高度成長、——高度成長もそれはけっこうなんです、そういうようなただ生産設備ばかりどんどん拡張することに重点を置いて、そういう総合対策が忘れられ

れている。しかも一番基礎になる木材の需給関係についてこんなに窮屈ならしめたということは、これは一大失敗ですよ。そういう意味では、港灣の問題もありましようし、それから人夫の問題もあるのでしようし、そういう点にこそ重点を置くべきであると思うのです。これはまあ私はしろうとすから、実業者でありませんから、よく実情はわからないのですけれども、またしろうとはしろうとなり、おか目八目といまして、そういうことは目て欠陥も指摘できるのではないかと思ふのです。その点について今後、これはここで議論したり御答弁になったりだけじゃ落まない問題ですから、どういうふうにはんとうにこの問題の解決のために努力されるお気持か。それから、あなたのほうもほんとうに真剣に

なつて推進してもらいたいと思うのです。いかがですか、御答弁願ひたいと思います。

○政府委員(吉村清英君) 港灣のまづ滞貨の点でございしますが、御指導のうちに、私どもこの対策に着手しますにあたりまして、港灣の事情を調査をいたしてみますと、水中貯木場等でかなり長く保有をしているものがあるのでございます。これはそれぞれ港灣の管理者に依頼しまして、この港灣貯木場の回転率を早めるように、特に東京名古屋、大阪のような大輸入港につきましては、この輸入関係の業者の団体に よりましてその督促をしてもらうというように措置をいたしておりますが、今後この点につきましては特に私ども注意をいたしまして、関係者の協力を得て進めて参りたいと思っております。

それから、作業員の問題でございますが、御指摘のように、山林関係の作業員は逐次減つて参っております。どこまでもやはり少ない作業員で能率を上げていくということを考えて参らなければならぬのでございますが、幸い国有林の事業の機械化もちょうど軌道に乗つて参りまして、この面では大いにこの仕事にも貢献ができるかと思つておるのでございます。いずれにいたしましても、やはり使用者と作業員との間の協調というものが十分にとられて参らなければ、こういう事業はなかなか進まないというように考えておりますので、御指摘、御指導をいただきまして、この点も特に慎重に心がけて参りたいと考えております。

○木村禧八郎君　もう一つ伺いたいのですが、今の作業員については、前に

も林野特別会計の際にも質問しまし

て、非常に低賃金で、機械化されたといいますが、最近の機械ですが、あれは非常にからだにも悪い影響を及ぼすというようなことも聞いておるわけです。そういう点も十分考慮されたいということ、最後にもう一つは自由化の問題ですね。自由化と価格の関係ですが、これはいつごろ自由化されるわけですか。目途はどのくらいで、それでどうも私言わないでもおわかりと思うのですが、アラスカ・パルプとかあるいはアメリカのパルプが非常に安く入ってくるというような話も聞くわけです。この点はちょっと需給をむしろ緩和するほうかかもしれないけれども、今度は日本のパルプのほうに非常に影響が来るわけですね。この点どういうふうになっておるのでしょうか、最後にお聞きしたいと思います。

○政府委員（吉村清英君） パルプの輸入自由化の問題でございますが、これは来年の十月までに完全に終わるような考え方でおります。それまでの間に国内の態勢を固めて、輸入が自由化されても差しつかえがないようになるかと考えておるのでございます。アラスカ・パルプは将来、大体これはこちらへ全部製品を持ってくるような計画になってはおるのでございますが、こちらの市場の関係で持ってこれられない場合もあるようでございます。したがって、アラスカ・パルプの経営の目的はどこまでもパルプをこちらへ持ってくるということでございまして、将来は全量を日本へ輸入をするという計画で事業を進めておるものと考えております。

○木村禧八郎君　そのアラスカ・パル

ブだけではなくて、私今ちょっとノットを持ってくるのを忘れましたが、アメリカのバルブ会社が、太平洋岸で、日本に対する輸出を用途として大規模な拡張をしているというのを聞いたことがある。名前はちょっと忘れましたがね。そういうことを考えますと、来年十一月までですか、自由化した場合に、日本のバルブ産業はそれによって存立を脅かされるようなことは一体ないのかどうかということですね。

○政府委員（吉村清英君） 日本のバルブ業界が存立を脅かされるようなところでは、なかなか自由化はできないと思うのでございますが、今のバルブ業界の計画、見通しによりますと、大體そのころには態勢ができてくるのではないかと、いうように私も予想をしておるのでございます。まあ一言つけ加えますが、私どもといたしまして

は、やはりバルブにしか使えないような材があるのでございますから、やはりバルブもバルブの輸入の自由化によって疲弊をするようでは実は困りますから、その点は十分慎重な注意を要する。払って参りたいと思っております。

○委員長（大竹平八郎君）速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長（大竹平八郎君）速記をつけ
て。

他に御発言もなければ、これにて三法律案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（大竹平八郎君） 御異議ないものと認めます。

まず、農業近代化助成資金の設置に
関する法律案について御意見のある方
は、賛否を明らかにしてお述べを願
います。――別に御意見もなければ、こ
れにて討論は終局したものと認めて御
異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議のな
いものと認めます。

これより採決に入ります。農業近代
化助成資金の設置に関する法律案を問
題に供します。

本案を原案どおり可決することに賛
成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) 多数でござ
います。よって、本案は多数をもって
原案どおり可決すべきものと決定いた
しました。

なお、諸般の手續等につきまして
は、先例により、これを委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認め、さよう決定いたしました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改
正する法律案について御意見のある方
は、賛否を明らかにしてお述べを願
います。

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代
表して、日本輸出入銀行法の一部を改
正する法律案に簡単に反対の意見を表
明したいと思ひます。

この法律案は、二百億円の追加資金
増額という純技術的なもののように一
見見えますが、その背景と内容を見ま
すると、東南アジアに対する独占資本

の資本輸出の欲求のために国民の税金
を湯水のように使われてやる、あるいは
救済資金にまで使用しようという意
図を持っており、それだけでな
く、この法律案は、アメリカを中心と
する新しい世界的な集團植民地主義に
日本が冒險的、投機的に乗り出して
いくための手段となっており、それに
よって社会主義に敵対しようとするも
のであります。また同時に、南ベトナム、
ラオス、タイのごとき、軍事政権
でこ入れのための経済援助も含まれて
いるものであります。そのために、去
る九月ベルグラードで開かれたA諸
国会議では、新しい植民地主義に反対
する決議を遂行なさるような次第
であります。だから、日本の輸出政策
は今後ますます大きな壁にぶつか
ることは当然でありましょう。それにお
いて政府の輸出振興の呼びかけはま
すすヒステリックとなり、そのために
国民の税金は独占資本の投機と冒險主
義にむだ金として使われていくつてこ
とは明らかであると思ひます。政府の
根本的な貿易政策転換なくしては、何
も本質的には解決されないと思ひま
す。私は、政府の根本的政策の転換を
要求しまして、本法に反対をするも
のであります。

○委員長(大竹平八郎君) 他に御意見
もなければ、これにて討論は終局した
ものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認めます。

これより採決に入ります。日本輸
出入銀行法の一部を改正する法律案を問
題に供します。本案を原案どおり可決
することに賛成の方の挙手を願いま
す。

〔賛成者挙手〕

次に、租税特別措置法の一部を改正
する法律案について御意見ある方は、
賛否を明らかにしてお述べを願いま
す。

○上林忠次君 私は、自民党を代表し
て、本案に賛成するものであります。
本案は、木材価格の安定及び国際取
支の改善並びに産炭地域振興のため、
それらの施策の推進奨励に必要な税制
上の特別措置を講じようとするもの
で、税制面そのものより見ますれば、
特例ではありますけれども、いづれも
その対策のため緊急必要なものと認め
賛成するものであります。

しかし、なお林業対策の部分につ
いては、緊急伐採後の森林資源の確保、
治山治水の機能等を考慮いたしますな
らば、さらに林業政策の根本的検討を
要し、政府にその努力を要するもの
であります。ここにお手元に配付いた
しましたような附帯決議を付したらい
いかと存するものであります。朗読は
省略させていただきます。

この附帯決議案に皆さんの御賛同を
得ますならばお願いいたします。私

〔賛成者挙手〕

次に、討論中に述べられました上林
君提出の附帯決議案を議題といたしま
す。上林君提出の附帯決議案を本委員
会の決議とすることに賛成の方の挙手
を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) 多数でござ
います。よって、上林君提出の附帯決
議案は、多数をもって本委員会の決議
とすることに決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして
は、先例により、これを委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認め、さよう決定いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認め、さよう決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

次に、討論中に述べられました上林
君提出の附帯決議案を議題といたしま
す。上林君提出の附帯決議案を本委員
会の決議とすることに賛成の方の挙手
を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) 多数でござ
います。よって、上林君提出の附帯決
議案は、多数をもって本委員会の決議
とすることに決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして
は、先例により、これを委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。

の賛成討論を終ります。

○委員長(大竹平八郎君) 他に御意見
もなければ、これにて討論は終局した
ものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認めます。

これより採決に入ります。租税特別
措置法の一部を改正する法律案を問題
に供します。本案を原案どおり可決す
ることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) 多数でござ
います。よって、本案は、多数をもつ
て原案どおり可決すべきものと決定
いたしました。

次に、討論中に述べられました上林
君提出の附帯決議案を議題といたしま
す。上林君提出の附帯決議案を本委員
会の決議とすることに賛成の方の挙手
を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) 多数でござ
います。よって、上林君提出の附帯決
議案は、多数をもって本委員会の決議
とすることに決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして
は、先例により、これを委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認め、さよう決定いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認め、さよう決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

次に、討論中に述べられました上林
君提出の附帯決議案を議題といたしま
す。上林君提出の附帯決議案を本委員
会の決議とすることに賛成の方の挙手
を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) 多数でござ
います。よって、上林君提出の附帯決
議案は、多数をもって本委員会の決議
とすることに決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして
は、先例により、これを委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認め、さよう決定いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認め、さよう決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

次に、討論中に述べられました上林
君提出の附帯決議案を議題といたしま
す。上林君提出の附帯決議案を本委員
会の決議とすることに賛成の方の挙手
を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) 多数でござ
います。よって、上林君提出の附帯決
議案は、多数をもって本委員会の決議
とすることに決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして
は、先例により、これを委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認め、さよう決定いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認め、さよう決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) これより請
願の審査に入ります。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大竹平八郎君) 速記を起
して。

請願第三六三三号、第四〇二号、第四
二六号、第一〇〇四号、第一〇三五
号、第六九二号、第六九三三、第八六
四号、第七〇七号、第一〇三六号、第
二〇七号、第二三六号、第八五七号、
第六一四号、第七〇八号、第七〇九
号、第七七二号、第七九二号、第九五
八号、第三三七号、第三三八号、第四
四一、

右は採択の上議院の会議に付し内閣
に送付を要するものと議決することに
御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認め、よってさよう決定いたし
ました。

なお、報告書については、これを委
員長に御一任願いたいと存じますが、
御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認め、さよう決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

次に、討論中に述べられました上林
君提出の附帯決議案を議題といたしま
す。上林君提出の附帯決議案を本委員
会の決議とすることに賛成の方の挙手
を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) 多数でござ
います。よって、上林君提出の附帯決
議案は、多数をもって本委員会の決議
とすることに決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして
は、先例により、これを委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認め、さよう決定いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認め、さよう決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

次に、討論中に述べられました上林
君提出の附帯決議案を議題といたしま
す。上林君提出の附帯決議案を本委員
会の決議とすることに賛成の方の挙手
を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) 多数でござ
います。よって、上林君提出の附帯決
議案は、多数をもって本委員会の決議
とすることに決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして
は、先例により、これを委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認め、さよう決定いたしました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認め、さよう決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

次に、討論中に述べられました上林
君提出の附帯決議案を議題といたしま
す。上林君提出の附帯決議案を本委員
会の決議とすることに賛成の方の挙手
を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) 多数でござ
います。よって、上林君提出の附帯決
議案は、多数をもって本委員会の決議
とすることに決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして
は、先例により、これを委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。

なお、要求書の作成は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（大竹平八郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長（大竹平八郎君） 次に、お諮りいたします。

閉会中における地方の実情調査のため、委員派遣に関しては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（大竹平八郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十一分散会

〔参照〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）
政府は森林造成の長期性にかんがみ、国民生活に重大な関係を有する森林の木材供給力を増大し、国土の保全と治山治水の機能を一層強化し、増伐に伴う跡地造林の万全を期するため造林補助金の増額、低利かつ長期造林融資枠の大巾拡大を計るとともに、森林開発のための林道助成の促進、ならびに林業の恒久対策としての税制の根本的改正ならびに林業金融制度の拡充につき速やかに検討し、その実現を計るべきである。

右決議する。

昭和三十六年十一月四日印刷

昭和三十六年十一月六日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局